

峰崎直樹君 また前回に引き続きまして、税理士法改正前に、どうしてもやはり聞いておきたいという点が二点ございますので、きょうは柳澤金融担当大臣にもおいでいただきまして議論させていただきたいと思えます。

最初に財務大臣に。私も、三月の終わりでございましたでしょうか、この財政金融委員会あるいは予算委員会で、今回の日銀の決定に伴ってかなり円安が進むのではないか、その意味でアジアの国々やあるいはアメリカに対してこういった点についての十分な理解がやはり必要なんではないかということをお願いしたことがございます。さらに、こういった大変なデフレ下において、不良債権のオフバランス化といいますか、そういう作業をする以上は、ある意味ではある程度の円安もやむを得ないのではないかというような議論も展開をさせていただいたわけです。

四月八日にクアラルンプールで開かれた東南アジア諸国連合、いわゆるASEANの財務相会議の共同声明の中で円安に対する懸念の表明があったと聞いたわけでありますが、それについて財務大臣はどのようにお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思います。

国務大臣（宮澤喜一君） ASEANの財務大臣会合でございますが、参加国の間で共同声明が出ております。ただ、我が国はこの会議には参加をいたしておりませんので、この声明自身についてコメントすることは不要なことであるかもしれませんが、しかし、おっしゃいますように、一般的にASEANの国々が円の動向について関心を持っておりますことは、これは峰崎委員のおっしゃいますように当然のことであると思っております、たまたま我が国は、このASEANの財務大臣会合に引き続いて、ASEANと日中韓三カ国によるプラス3といいますが、財務大臣・中央銀行総裁代理会合がございましたので、その際、我が国として、我が国の景気回復のために何か意識的に円安誘導を行うという意図は全く持っていないということをはっきり申し上げてまいったわけでございます。

峰崎委員のおっしゃいますことは、政策としてでなく、全体の状況の中から円安が進む環境ではないかとおっしゃっていらっしゃいますわけで、それはごもっともなことでございますけれども、我が国が何か自分の景気回復のために、あるいは輸出増進のために円安の誘導を行うといったようなことは方針として全く持っていない、またそういうことをいたしておりませんということはこの会議にも申し上げたわけでございます。

峰崎直樹君 今、百二十六円前後だというふうに聞いておりましたけれども、製造業あたりは百九円ぐらいがちょうどいいんじゃないかというような議論をすると、かなりもう既に円安に進んでいるわけです。今ぐらい時点でも円安なんだというふうに認識しているんですが、恐らく財務大臣は、自然体で、それが上がったたり下がったりすることに対して

意識的に政策としてはとらないというふうに伺ったというふうに判断をしておきたいと思
います。

さて、二点目にちょっと金融担当大臣にもお聞きしたいと思っているんですが、実は先
週の金曜日、与党それから政府と合同で緊急経済対策というものをまとめられたわけであ
ります。その経済対策について、森総理大臣もおやめになるということをはっきりさせて、
おやめになるということを決意された後にこうして質問するのも何となく力が入らない感
じがしないでもないんですが、しかし、そこで決定をされたということは、当然これは政
府としての決定になるわけですから、その意味でこの不良債権処理をアメリカまで出向か
れて森首相が事実上約束をされたわけですね。公約でしょうというふうに言っても、公約
だとはおっしゃらないで決意だとおっしゃっていましたけれども。

このさきの緊急経済対策、いろいろ載っておるわけでありましたが、それによって本当に
不良債権処理、アメリカに決意を表明した不良債権処理については大丈夫だと自信を持っ
て両大臣考えておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

国務大臣（柳澤伯夫君） 不良債権の処理の問題につきましては、私も就任以来いろい
ろその考え方について申し述べてまいりましたが、ここではそれを改めて繰り返すことは
避けたい、このように思います。

要は、私は、不良債権の処理、間接的な引当金による処理の段階から、はっきりオフバ
ランス化という段階に進んだ方が、銀行そのものの収益力、体質というものにとっても、
日本経済における金融機関の機能といったような面からもその方が適切だ、このように考
えまして、私自身といたしましては、金融行政の一つの柱としてこれを推進させてもらお
う、こういうことで一月くらいの段階からそのことを申し上げ、そういう方向で準備を進
めてきたわけでございます。

そういう中で、党側の方から、予算がほぼ成立を見た段階から緊急経済対策というよう
な構想が打ち出されたわけでございますが、私どもがかねて準備を進めてきた金融再生と
産業再生の両方を一体的に解決する形での不良債権の処理という問題をその中に取り込む
ということに相なったわけでございます。

そういうようなことで今回この緊急経済対策の一環になったわけでございますが、私ど
もとしては、この内容についてはかねてからずっと準備を重ねてきたものでございませ
ぬので、この盛り込まれたこと、ほとんど私どもの検討結果と変わらない形で盛り込んで
いただきましたので、そういう意味で、これをこれから一生懸命やらせていただくことによ
って何とか日本の金融機関の不良債権の問題というものを、新しい形と申しますか、そう
いう形でさらに解決を進めてまいりたい、このように考えているということでございませ
ぬ。

峰崎直樹君 金融担当大臣、要するに、自分たちが考えたことが今回、政府・与党の緊
急経済対策の中に実現されたというふうに今おっしゃいましたですね。

そうすると、今まで不良債権を、オフバランスといいますか、なかなかこれが処理できなかったという背景があって、今度はそれをやるんだということをおっしゃっておられるんですが、新規発生したものは三年とか、あるいは今までの破綻懸念先とか破綻先債権というのは、これは二年以内にやるんですよという、こういうタイムスケジュールを出されたわけですが、そういう意味で、時間を設定してそこに追い込んでいくと。これを進めて、国土交通省、金融庁、それからもう一つはどこでしたか、「経済産業省」と呼ぶ者あり）経済産業省ですね、この三省庁、つまり一番不良債権を抱えているであろうと思われる業種に対して、今まで随分努力をされてきたと思うんですね。金融担当大臣もオフバランスをやりなさいということでやってこられたと思うんですが、これは、その三省庁ともにわかりましたと、その三年以内あるいは二年以内というこの限界というのは政府が決定したことだから、必ずそれは約束を守ってやりますと、こういうことで理解してよろしゅうございますか。

国務大臣（柳澤伯夫君） オフバランス化というか、そういうことでの一番の問題点というのは、貸出先企業との関係も当然のことですけれども、同時に、債権者間の話し合いがなかなかつかないというようなことも問題であったというふうに我々理解をいたしております、それに対してどのようなトリガーというか引き金を引いて、こちらの方向に見きわめて踏み込んでいくんだということあたりがまず第一に大事だ。

それからまた、第二番目には、再建計画というものについて本当に信頼が置ける確実性の高いものにしていかなければならない。そういうようなことでは、担当の役所のいろいろな力もかりた方がそういうものが実現する上で資するところが多いだろう。

こういうような関係で、私ども、この二省との間でいろいろと検討をしてきたわけですが、このように今回、経済関係閣僚会議と政府・与党の緊急経済対策本部との合同会議で決定を見たということでございますので、それぞれの関係の役所の大臣も入った上での決定であるということで、今先生の御指摘のように三省庁の意思はここに一致した形で表現されている、このようにおとりいただいて結構でございます。

峰崎直樹君 質問はこの程度で終わりますが、オフバランスに持っていくときの方法で、法的な処理あるいは不良債権の売買、これが進むときは構わないんですが、債権放棄という方法については、国民の中には、税を投入した金融機関がいわゆる債権放棄に応じる、しかしどうもそこが割り切れないなど。しかもそういう銀行は、そういうことをやって一気に赤字を出しても、実は配当はまともに払われていると。

そうすると、我々の投入した税金というのは、ある意味ではそのまま配当原資になって株主の方にも優先されている。しかもさらに公的資金をいろいろ云々されているとなると、一体モラルハザードはもう本当にどこに行ったんだ、こういう指摘を我々はよく受けるわけでありまして、きょうはこの議論はもうこれ以上進めませんが、いずれにせよ半期ごと

に恐らく中間報告をされるのでありましょう。そういう意味で、その中間報告を点検しながら進めていきたいというふうに思っていますし、また、合併をした企業なんかは経営計画を恐らく再度提出し直したりするんでしょうから、そういった点もこれからよく我々野党の立場できちんと監視をしていかなきゃいかぬなと思っていますところでございます。

さてそこで、今度は、この税理士法に関連する中身のちょっと外回りに属することかもしれないませんが、国税不服審判所制度というのがございますね。いわゆる税務争訟制度、こう呼んでいるんでしょうか、この国税不服審判所というのはなかなか我々にもなじみがないわけでありまして、これは一体どういう法的性格の組織なんだろうかなということをお聞きしてみたいと思いますし、もしわかれば事務局はどこが担っておられるのかということも明らかにしていただきたい。

副大臣（若林正俊君） 国税不服審判所につきましては、その設置根拠は財務省設置法二十二条でございます。特別の機関として国税庁に置かれている組織でございます。国税に関する法律に基づく処分について、審査請求に対する裁決を行うことを所掌の事務としております。

この国税不服審判所は、本部は東京国税庁の中にありますが、十二の支部が置かれておまして、国税不服審判所長に対してなされた審査請求に係る事件について、国税審判官の職員が、合議体、三人以上でございます、合議体で構成してその事件の調査、審理を行っているところでございます。

峰崎直樹君 この資料をちょっと読ませていただくと、今おっしゃったように国税庁の附属機関、現在は特別の機関として設置された。この特別の機関というのはどういう意味なんですか。

副大臣（若林正俊君） 国家行政組織法で定められているわけございまして、いわゆる行政の執行にかかわる行政機関とは別に、法律で決めるわけございまして、法律に特に定める所掌事務の範囲内で法律で定めるということで、やや一般の行政から独立した判断ができるものとして特別機関を置く、このように理解をし、国税不服審判所を財務省設置法で決めているところでございます。

峰崎直樹君 ちょっとちなみに聞くんですけども、所長の任期、それから、私も九年近く国会議員をやっているんですけども、国会の同意人事でこの国税不服審判所長というのを同意した覚えは一度もないんですが、そういうものはなくてよろしいんですか。

副大臣（若林正俊君） 任期は特段定められておりません。そして、所長などの任命に

つきましては財務大臣が任命するというので、国会の同意になっておりません。

峰崎直樹君 いずれにせよ、税で裁判を起こすときに、一番最初に税務署に申請して、そしてそこでいろんなやりとりがあって、不服があればここに申し立てるわけですね。そうすると、国民にとってみると、納税者の権利とさっき谷川議員もおっしゃっていましたがけれども、言ってみれば非常に重要な機関だと思うんですね。それを今聞いていると、何か任期も定まっていなきゃ、財務大臣が任命すればそれで事足りるということで、今はどなたがやられているのか、一体事務局はどうなっていて、ある意味では非常に透明度が要求されるときに、このいわゆる国税不服審判所制度というのは、余り税で訴訟を起こしたという経験がなければいけないのかもしれませんが、何となく前近代的な雰囲気を感じて、前回、IRSの改革でいえば、IRSの一次改革ぐらいのところにはまだ到達していないんじゃないかなというふうに思えてならないわけですが、そのあたり、今のままの制度でいいんだろうかなという思いを強く持ちます。これは、今ここで改正しろなんということをちょっと私は言っておるわけではありませんけれども。

そこでもう一点お聞きしたいんですが、この国税不服審判所長が国税庁長官が発した通達とぶつかる、そういう法令の解釈と異なる解釈をとろうとする場合の扱いがありますけれども、過去そういう事例はあったんですか。

副大臣（若林正俊君） 先ほどお話しいたしましたように、国税不服審判所は特別の機関として設置されているものでございます。その場合の国税不服審判所長の役割として、国税庁長官通達に示された法例解釈と異なる判決をする場合、または法令の解釈の重要な先例となると認められる判決をする場合には、税務行政の統一性の観点から、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出ることになっておりまして、これまで長官に意見を申し出た審査請求事件は八件ございます。この八件についてはいずれも審査請求人の主張を容認するものでございまして、かつ国税庁長官も審判所長の意見を相当と認めたので、その旨の判決を行っているところでございます。

国税通則法第九十九条に基づくこのような意見具申の申し出をした事例としては、外国法人が外国人である役員あるいは使用人に支給した休暇帰国のための旅費は、外国法人の業務上必要な旅費に当たるから、賞与等ではなく業務上の経費として認めるのが相当であるといったような事例とか、あるいは土地取得後これを利用することなく譲渡した場合には、その土地の取得に要した借入金の利子は、その土地の原価に算入するのが相当であるといったような事例などでございます。

峰崎直樹君 恐らくこれからも外国との税をめぐる関係だとかいろんな形で出てくると思うので、そういった意味で、日本のこういうシステムが、国際社会から見ても、日本の納税者の権利というか、そういうものが非常に不十分であるということはやはり早く是正

をしておかなきゃいけない点じゃないかと思うんです。

そこで、次に国税審議会の委員の問題について。国税審議会というのが設置をされ、新しく平成十三年一月に、財務省設置に伴って出てきたんだと思うんですが、これを見ながらつくづくおもしろい組織だなと思って、なぜそうなっているのかなというのがちょっとわからないんですが、この国税審議会の委員の選任をされるときの基準というのはあるんでしょうか。どんな基準で選任されておるのですか。

副大臣（若林正俊君） 国税審議会の委員につきましては、国税審議会令によりまして、「学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。」というふうに定められております。

委員の選任に当たりましては、平成十一年四月二十七日の閣議決定、審議会等の整理合理化に関する基本的計画に基づきまして、国税審議会の法定審議事項に照らして、委員により代表される意見、学識経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるように配慮して定められているところでございます。

国税審議会の審議事項は、不服審査、行政処分及び試験に関する事項など、納税者の側から、国民の側から、基本に関する事項であることでありますので、特に公正な立場で公平、客観的に物を判断できる方を委員としてお願いをいたしておるところでございまして、現在は十九名の委員が任命されております。学界から七名、マスコミ関係から二名、税理士会から二名、酒類業界二名、法曹界から一名、産業界から一名、その他の有識者四名と、幅広く各界各層から学識者をお願いをする、このような構成になっております。

峰崎直樹君 その十九名の名簿もずっと見させていただいた中で、今度、分科会ごとにちょっと見ていくと、税理士分科会というのがあるんですね。

これがわずか三名なんです。しかも、各分科会ごとに座長、座長代理、それから委員と。三人だったら、一人が座長をやって、一人が座長代理をやって、一人が委員でと。しかも、その三人の中で何をするかというと、税理士分科会でいうと、税理士試験の執行、税理士の懲戒処分の審議、財務大臣の諮問に基づいて審議されるそうなんです。試験執行という非常に重要な、今回も大分改正になっていますけれども、そういうことを議論するのに三名だと。しかも、その中に、一人の方は国民生活金融公庫の総裁で、これはもう大蔵省のOBで本当に税のことも詳しい方ですね。それから、もう一人は武蔵大学の先生ですか、女性の方です、これも税理士。もう一人は日本税理士会連合会の相談役をやっているんですね。

私、普通は、税理士さんの懲戒とかあるいは税理士の試験とかというときには、基本的には、こういう税理士会連合会の相談役をなさっておられるような方が三名の中に一人入っているというのは、一つは全体に数が少な過ぎやしないかなというのが一点と、三名の中に一人こういう方が入っておられると、その試験というのは大丈夫かな、あるいは懲戒のときもちょっと甘くなりやしないかなというような感じがするんですが、このあたりど

んなふうに考えておられますか。

副大臣（若林正俊君） 実は、この税理士分科会、その前は税理士審査会でございますが、昭和五十六年四月に設置されて以来ずっと三名で行われてきました。

しかし、今、この税理士分科会でございますが、税理士試験の執行だとか税理士の懲戒処分の審議に当たりましては、委員のほかに、試験委員、現在二十一名ですが、でありますとか、懲戒審査委員、現在六名ですが、そういう委員をお願いいたしております、運用をしてみたいということでもあります。

しかし、今御指摘のように、税理士につきまして、資格でありますとかあるいは懲戒処分でありますとか、なかなか重要な役割を担うものでございます。

そこで、今回改正をお願いしておりますわけでございますが、資格につきましては、もう既に御論議いただきましたが、修士論文の学問領域の認定とか、認定、免除の取り消し、あるいは指定研修の指定基準の継続的検証といったようなことが税理士分科会の審議事項として新たに加わることになることもございまして、御指摘がございましたように、この分科会の役割の重要性にかんがみまして、できればこの税理士分科会の委員の人数につきましても、法案の成立をお認めいただきました後、国税審議会において検討をお願いしたいと、このように考えております。

なお、過日の第一回の国税審議会におきましても、税理士分科会長の方から、同様の趣旨で、税理士分科会の委員の増員を検討していただきたいといったような提案がなされているところでございまして、御指摘の点は十分承知をいたしました上で、今後、増員の方向で検討したいと、このように思っております。

峰崎直樹君 この国税審議会のもとに税理士分科会を置いて、さらに国税審議会の推薦に基づいて財務大臣が任命する試験委員、それから懲戒審査委員を設置すると。

言ってみると、何段階もいって、我々の知らないところでという変ですが、なかなかわかりにくいところで一体どういう方々がこういうところに任命されているのかなということがちょっと今の数字だけではわかりません。

もう一つ、酒類分科会というところにちょっと目を通すと、おもしろいなと思うのは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律というのはわかるんですが、二番目に、エネルギーの使用の合理化に関する法律及び再生資源の利用の促進に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を処理することと。処理すると、法律を処理するというのは、何をどうしようとしているのかというのがこれだけちょっと見たのではわからないのですが、これは具体的に何をやっておられるのでしょうか。

副大臣（若林正俊君） 国税庁は、財務省設置法に基づきまして、税の執行のみならず、酒類業の業種の所管官庁としての役割を持っておりますので、所管官庁としていえば、経

済産業省や農林水産省などと同じように、産業行政の事務を含めまして仕事をしているわけでございます、その中にはリサイクル関係の仕事もあるわけでございます。

したがいまして、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づきまして、酒類業については財務大臣が主務大臣となっております、その法律に基づいて、業者に対してリサイクルに関する表示義務の遵守命令を行う場合においては、主務大臣の判断の客観性を担保するため、国税審議会の意見を聞くと、こういうふうに定められているわけでありませう。

そのようなことから、その事務が、国税審議会、そのもとに置かれまます酒類分科会の所掌事務とされているということでございます。

わかりやすく申し上げますと、例えば缶ビールにつきまして、スチール缶だとかアルミ缶だとかいろいろございます。その回収の表示だとか回収とか、そのようなことの行政事務にかかわっているわけでございます。

峰崎直樹君 もう時間が来ましたので、最後に大臣にちょっとお答えいただきたいんですけれども、こういう国税審議会の委員なんか見ていると、税理士さんは納税者の公平な立場に立っておられるというあれがありますから、それはそれで担保されているのかもしれませんが、どうも日本の税制のところには、本当に納税者の立場に立った人的構成といたしますか、国税審議会の委員なんか見ているとほとんど入っておられないんじゃないかなと、マスコミだとか学界だとか、そういうところは入っても、そういう意味では、非常に重要なことを審議されている場にぜひきちんと入れるべきではないかなというふうに思っておりますが、もし感想があればお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

国務大臣（宮澤喜一君） ごもったまお話でありまして、この委員会の委員の構成のときにもいろいろ考えました。

結局、ここで一般にマスコミと言われている部分は、まずまず特定な分野の利益を代表いたしませんから、恐らく納税者一般ということに近いであろう。あるいはその他の有識者、具体的にはここに何人かの方がおられまして、一人は、これはお菓子屋さんといいますがオリンピックの委員でいらっしゃる、あるいは作家でいらっしゃる、あるいは三菱総合研究所の調査をしていらっしゃるといったような方々が、まず特定の利益を代表されない一般の方々ではないかと考えていたしたわけでございますけれども、御趣旨は十分に心得まして、今後とも考えてまいりたいと思っております。